Manulife
Investment Management

投資信託説明書（交付目論見書）
使用開始日：2026年11月11日

マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）

追加型投信／内外／株式



○本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
○ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
○本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載しています。

【委託会社】（ファンドの運用の指図を行う者）

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第433号
設立年月日：2004年４月８日
資　本　金：１億4,050万円（2026年8月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：6,836億円（2026年8月末現在）
電 話 番 号：03-6267-1901（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス：www.manulifeim.co.jp/

【受託会社】（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式））	年12回（毎月）	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

●委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年11月10日に関東財務局長に提出しており、2026年11月11日にその届出の効力が発生しております。

●投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
また、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。

●投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

●当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界各国の株式に分散投資を行い、安定した配当収益の確保、および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 好水準の配当金など、株主還元を積極的に行う企業に投資します。

●企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元に活用している企業を選別します。
●当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。

2 世界各国の様々な業種の企業から、株主還元に積極的な企業を選別します。

マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）



*株式会社が営業活動によって得た利益の一部を、出資者である株主に還元（返還）することをいいます。代表的なものに、配当金の支払いや自社株買いがあります。

**株主還元に着目して銘柄を選別することにより、
安定した配当収益と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。**

安定した配当等収益（インカム・ゲイン） ＋ 中長期的な値上がり益（キャピタル・ゲイン） ⇒ ファンドの運用成果

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的･特色

3 毎月決算を行い、安定した分配をめざすとともに、年4回のボーナス分配をめざします。

●毎月10日の決算時（休業日の場合は翌営業日とします。）に、配当等収益を中心に安定した分配をめざします。

●また、3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加えて、売買益（評価益を含みます。）を加えたボーナス分配を行うことをめざします。

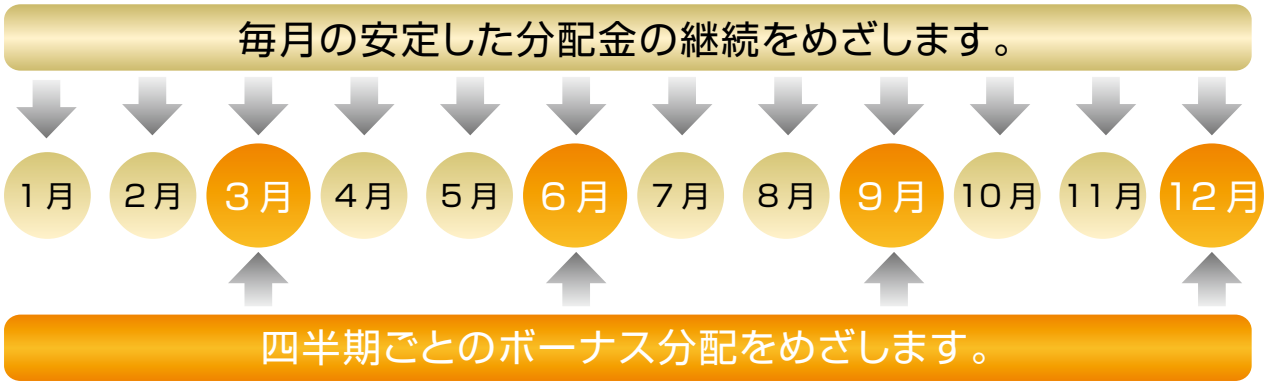

※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆･保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

ファンドの仕組み

●マニュライフ･エポック･グローバル･シェアホルダー･イールド･マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。

●ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

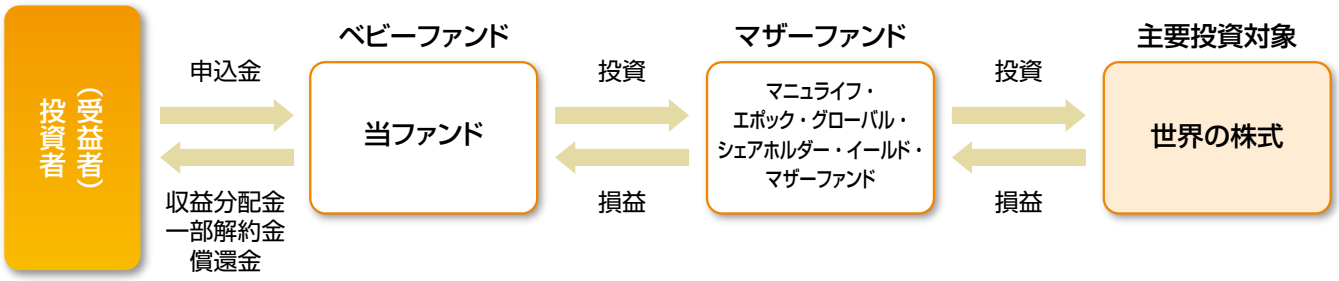

※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向･市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

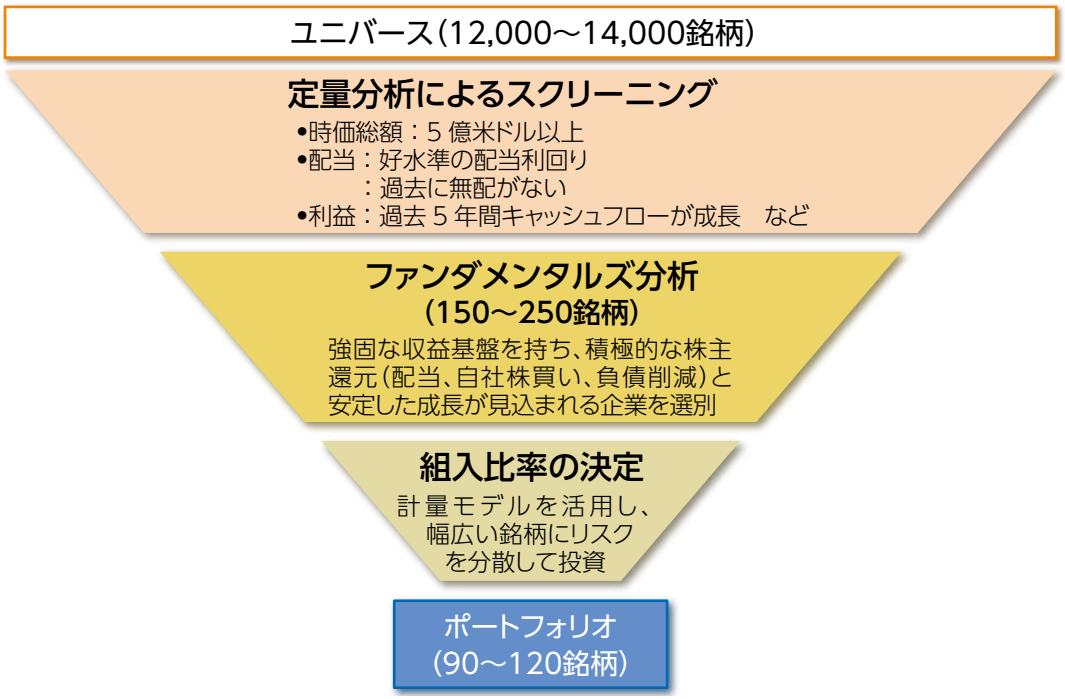

※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。
出所:エポック･インベストメント･パートナーズ･インクの資料をもとにマニュライフ･インベストメント･マネジメント株式会社が作成

委託会社、運用権限の委託先会社について

●マニュライフ･インベストメント･マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ･ファイナンシャル･コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

●マザーファンドの運用にあたっては、エポック･インベストメント･パートナーズ･インクに運用指図に関する権限の一部を委託します。
エポック･インベストメント･パートナーズ･インクは、グローバル株式戦略および米国株式戦略に特化した運用会社です。平均経験年数20年以上の経験豊富な運用チームが運用を担当します。

主な投資制限

●株式への実質投資割合には、制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向･市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的･特色

分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

●収益分配額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

●毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを目指します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆･保証するものではありません。

資金動向･市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。
その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。
- ●期中収益に該当する部分:①配当等収益(経費控除後)　②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- ●期中収益に該当しない部分:③分配準備積立金　④収益調整金

(1)計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合　(2)計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA

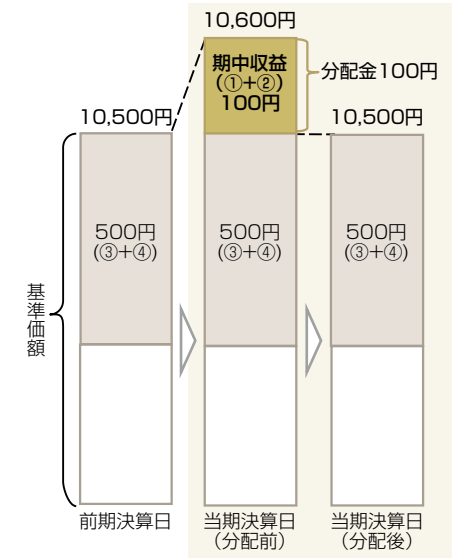

分配対象額	500円	600円	500円

ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合

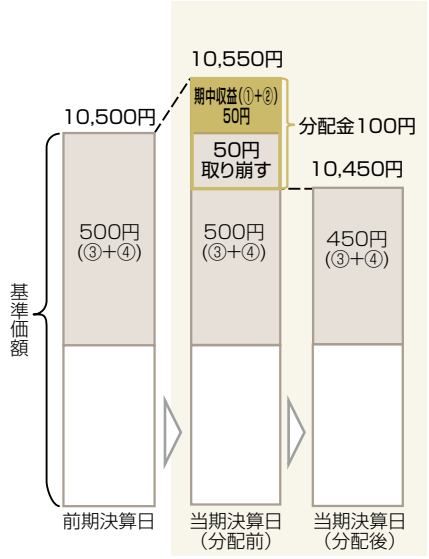

分配対象額	500円	550円	450円

ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合

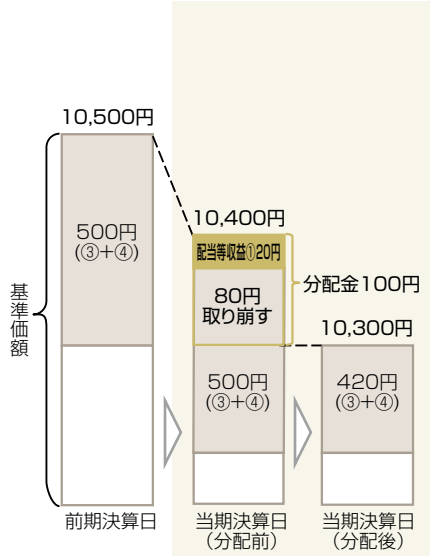

分配対象額	500円	520円	420円

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。
- ケースA:分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB:分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC:分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

☆A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

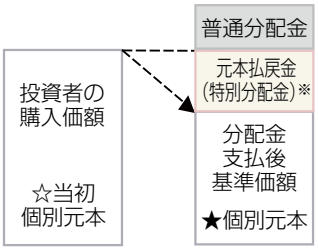

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

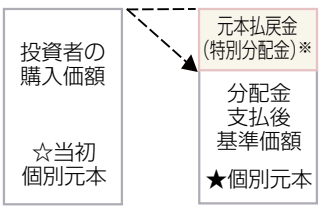

普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金の課税については、後掲の「手続・手数料等」の「ファンドの税金」をご覧下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- **当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスク管理体制

委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う「投資信託パフォーマンス・レビュー」と、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行う「リスク管理委員会」の2つの検証機能を有しております。また、外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。委託会社は、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

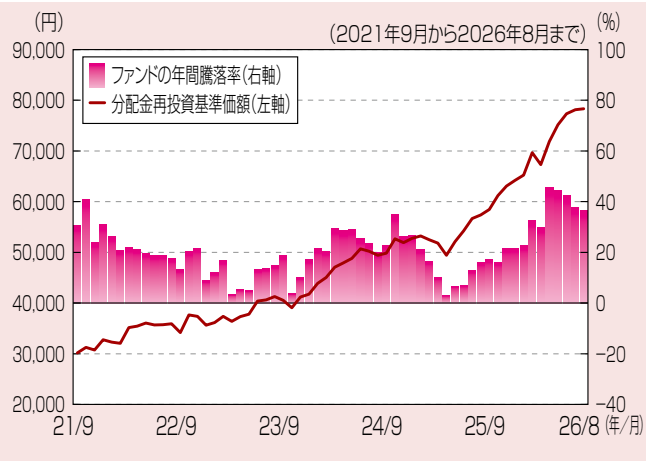

※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

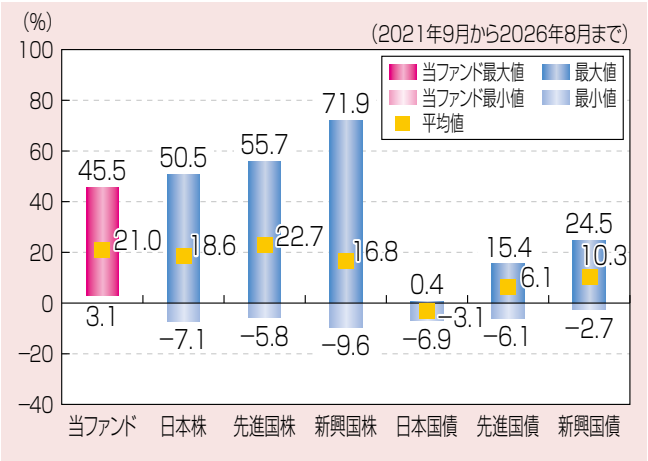

※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

＊各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数
日 本 株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）
（注1）海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。
（注2）上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します（東証株価指数：株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス：MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債：野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス：FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド：J.P.Morgan Securities Inc.）。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移（2016年8月末～2026年8月末）

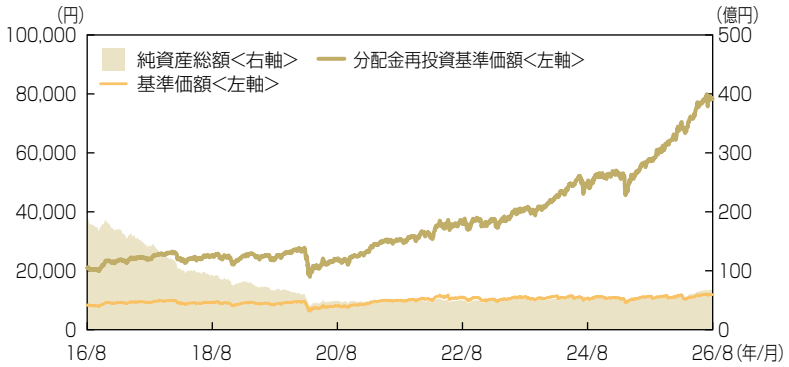

※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

2026年8月31日現在

基準価額	11,907円
純資産総額	67.5億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2026年4月	30円
2026年5月	30円
2026年6月	30円
2026年7月	30円
2026年8月	30円
直近1年間合計	2,870円
設定来合計	20,260円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

国別構成比率

	国・地域	比率
1	米国	59.6%
2	英国	9.1%
3	フランス	7.1%
4	ドイツ	4.2%
5	カナダ	3.7%
6	イタリア	2.4%
7	台湾	2.1%
8	アイルランド	2.0%
9	日本	1.9%
10	スイス	1.9%
	その他	5.9%
	合計	100.0%

業種別構成比率

	業種	比率
1	情報技術	24.2%
2	金融	14.6%
3	生活必需品	10.4%
4	ヘルスケア	9.7%
5	コミュニケーション・サービス	9.0%
6	公益事業	8.0%
7	一般消費財・サービス	6.0%
8	資本財・サービス	5.7%
9	エネルギー	4.9%
10	不動産	3.5%
	その他	4.1%
	合計	100.0%

※国別構成比率は現物株式評価額に対する比率です。国・地域名は組入れ銘柄の法人登録国を示しています。
※業種別構成比率は現物株式評価額に対する比率です。業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
※国別構成比率、業種別構成比率は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

組入上位10銘柄

（組入数：111銘柄）

	組入銘柄	国	業種	組入比率
1	マイクロソフト	米国	情報技術	2.6%
2	デル・テクノロジーズ	米国	情報技術	2.4%
3	ヒューレット・パッカード・エンタープライズ	米国	情報技術	2.3%
4	シスコ・システムズ	米国	情報技術	2.2%
5	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	2.0%
6	ブロードコム	米国	情報技術	1.9%
7	アクサ	フランス	金融	1.8%
8	アナログ・デバイセズ	米国	情報技術	1.7%
9	CVSヘルス	米国	ヘルスケア	1.5%
10	テキサス・インスツルメンツ	米国	情報技術	1.5%

※業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
※組入比率は純資産総額に対する比率です。
※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

年間収益率の推移

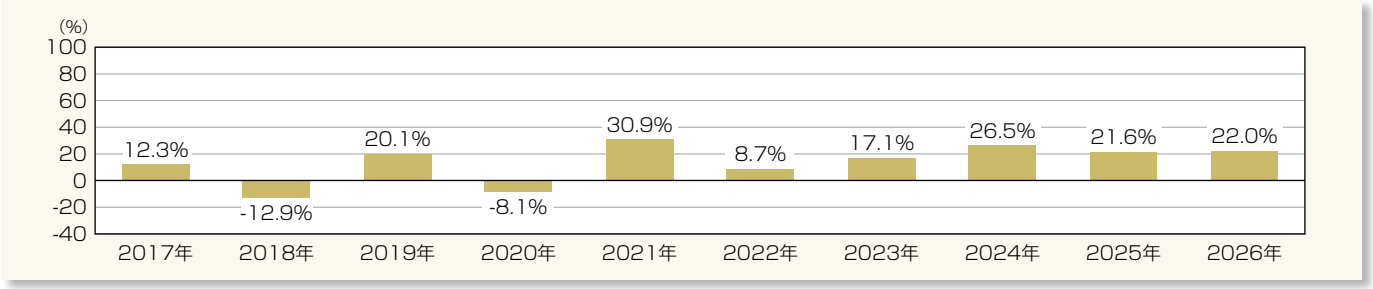

※2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率です。
※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 （詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお申込みの販売会社にお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 （詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込不可日	●ニューヨーク証券取引所休業日　●ニューヨークの銀行休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年11月11日から2027年5月10日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取り消すことがあります。
信託期間	原則として、無期限です。（2010年8月31日設定）
繰上償還	受益権の口数が30億口を下回った場合等の事由によっては、償還する場合があります。
決算日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。（販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。） 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公告	電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 www.manulifeim.co.jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。
運用報告書	毎年2月、8月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.30%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用(信託報酬)	毎日のファンドの純資産総額に年率1.4795%(税抜1.345%)を乗じて得た額とします。	
	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	ファンドの純資産総額に対して ■100億円まで:年率0.645% ■100億円超部分:年率0.655%
	販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.63%
	受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	ファンドの純資産総額に対して ■100億円まで:年率0.07% ■100億円超部分:年率0.06%
	ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 委託会社は、マザーファンドの運用権限の委託先であるエポック・インベストメント・パートナーズ・インクに委託会社が受けた運用管理費用(信託報酬)から運用報酬を支払います。	
その他の費用・手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.2%(税込)を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。	
	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた利息等です。 これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。	

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税、地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税、地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

＊上記は、2026年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2026年2月11日～2026年8月10日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.58%	1.48%	0.10%

＊対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
＊入手し得る情報において含まれていない費用はありません。
＊詳細については、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。